

石川県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、石川県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議は知事が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

（意見聴取）

第3条 会議は、協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者を参与として出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第4条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上の必要があると認めるときは、この限りではない。

（議事録）

第5条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条の規定により非公開とした場合は、この限りではない。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月3日から施行する。